

- ③ 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ④ 運送引受書の交付義務違反 (記載事項の不備)
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：泉、宮崎

TEL：022-791-7532